

第十八条の二の次に次の一条を加える。
 (回復理由書の様式等)
 第十八条の四 意匠法第四十四条の二第一項の規定により登録料及び割増登録料を追納する場合に
 は、同項に規定する期間内に様式第十九の二により作成した回復理由書を提出しなければならない
 。

2 前項の回復理由書を提出する場合には、意匠法第四十四条の二第一項に規定する正当な理由が
 あることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと
 認めるときは、この限りでない。

3 第一項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(当
 該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

第十九条第一項中、「第七条の二」を削り、「第三十条第四項」を「第三十条第三項」に改め、「意
 匠法第四条第三項」と、「特許法施行令」の下に(昭和三十五年政令第十六号)を加え、「第二項若
 しくは第三項」を削り、「第十一条の五第二項」の下に、「第二十五条の七第五項」を加え、「若しく
 は第二項、第六十九条第三項前段」を「若しくは第二項、第三十八条の二第三項、第六十九条第
 二項前段若しくは第六十九条の二第二項」に改め、「第十八条第三項前段」の下に「若しくは第十八
 条の四第二項」を、「第一条の五第二項」の下に、「第二十五条の七第五項」を加え、「若しくは第
 四第二項」を、「第一条の五第二項」の下に、「第二十五条の七第五項」を加え、「若しくは第
 六十九條第三項前段」を、「第三十八條の二第三項、第六十九條第三項前段若しくは第六十九條の二
 第二項」に、「第十八條第三項前段」と、「第十一条の四中」を、「第十八條第三項前段若しくは第十八
 條の四第二項」と、「第十一条の四中」に、「様式第三十二」を、「様式第三十一の九」に、「又は様式第
 六十五の二十五」を、「様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」に、「若しくは様式第十四」を
 「、様式第十四若しくは様式第十九の二」に、「第十九條第七項」を、「第十九條第八項」に改め、同
 条第四項中「正当権利者」を「特許を受ける権利を有する者」に改め、同条中第八項を第九項とし、
 第七項を第八項とし、同条第六項中「第六章」を「第七章」に改め、同項を第七項とし、同条第五
 項の次に次の一項を加える。

6 特許法施行規則第六章(特許権の移転の特例)の規定は、意匠権の移転の特例に準用する。
 様式第一の備考4中「明りよう」を「明瞭」に、「▲」を「▼」に改め、
 様式第十九の備考4中「記載し、その記載の次に行を改めて、その理由を具体的に」を削り、同
 様式の次に次の一様式を加える。

様式第19の2 (第18条の4関係)

- 【書類名】 回復理由書
- (【提出日】 平成 年 月 日)
- 【おて先】 特許庁長官 殿
- 【意匠登録番号】
- 【意匠権者】
- 【識別番号】
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】
- 【代理人】
- 【識別番号】
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】
- 【回復の理由】
- 【提出物件の目録】

【備考】
 1 【意匠権者】の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰り返し返し
 設けて記載する。
 【意匠権者】

【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】

【意匠権者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】

2 【回復の理由】の欄には、所定の期間内に手続をすることができなかった理由及び理由がな
 くなつた日について具体的に記載する。

3 【提出物件の目録】の欄に【物件名】の欄を設けて、「【回復の理由】の欄に記載した理由を証
 明する書類名を記載する。

4 第18条の4第3項の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「意匠
 登録番号」の欄には「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように【別紙】と記載して、当
 該回復理由書の提出に係る意匠登録番号(意匠登録番号の区切りには読点「、」を付すこと。)を
 記載する。

【別紙】
 意匠登録第○○○○○○○○号、意匠登録第○○○○○○○○号、
 意匠登録第○○○○○○○○号、意匠登録第○○○○○○○○号、

5 その他は、様式第1の備考1から4まで、6から11まで及び13から20まで並びに様式第2の備
 考12と同様とする。この場合において、様式第2の備考12中【意匠登録出願人】とあるのは【意
 匠権者】と、「意匠登録出願人」とあるのは「意匠権者」と読み替えるものとする。
 (商標法施行規則(一部改正))

第四条 商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)の一部を次のように改正する。
 第二条の見出し中「様式」の下に「等」を加え、同条第一項中「第十項まで」を「第八項ま
 び第十項及び第十二項」に改め、同条中第十項を第十三項とし、第九項を第十二項とし、同条第八
 項の次に次の三項を加える。

6 商標法第六十五条の三第三項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の
 出願をする場合には、同項に規定する期間内に様式第八の二により作成した回復理由書を提出し
 なければならない。

10 前項の回復理由書を提出する場合には、商標法第六十五条の三第三項に規定する正当な理由が
 あることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと
 認めるときは、この限りでない。

11 第九項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(而
 該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面であることができる。
 第十条の見出し中「様式」の下に「等」を加え、同条に次の三項を加える。